

JPタワー × KITTE

東京駅丸の内駅舎の復元、東京ステーションホテルや大丸のリニューアルなど、今大きな変化を見せる東京駅。周知の事とは思うが、新丸ビルや丸の内ブリックスクエアなどの商業施設も次々と増える中、日本郵便がはじめてつくる商業施設「JPタワー」が建設された。旧東京中央郵便局を建て替えた地上38階、地下4階の高層オフィスビル・商業施設である。

2012年10月23日にJPタワーホール＆カンファレンス4Fホールにて行なわれた概要記者発表会によれば、グランドオープンは2013年3月21日（木）、商業施設名は「KITTE（キッテ）」に決定した。「KITTE」というネーミングには、郵便のシンボルである“切手”と“来て”という意味をかけて取った。

東京駅と地下で直結する立地を生かした旅行者向け情報センターや、東京大学と連携した学術文化総合博物館「インターメディアテク」や会議場なども入る予定である。

「KITTE」は、昭和6年に竣工した旧東京中央郵便局の局舎を一部保存・再生した部分と、新たに建築した新築部分からなる。過去と現在がつながるこの空間は、旧局舎を活用した地下1階から地上6階までの低層階で展開。三角形の吹き抜けを囲んで、レストランやカフェなどの飲食店舗、雑貨やファッションなどのショップ全98店舗（物販71店舗、飲食27店舗）が出店する。

コンセプトは「Feel JAPAN」。木材や瓦、織物、和紙など日本古来の素材を使用。地下1階は和紙、1階はさくら、2階は瓦、3階は織物、4階は鉄染、5階はくり、6階は檜といったようにフロアごとに異なる素材を用いた。デザインのコンセプトは「光の空間」で、旧局舎の柱部分にボールチェーンを施し、昼間は太陽光で、夜間は照明を当て光の柱を表現する。また、4階には旧東京中央郵便局の郵便局長室を復元したメモリアルコーナーを設置。6階屋上庭園からは、東京駅丸の内駅舎の景観や、東京駅に集う電車の数々を楽しめる。

ショップやレストランの他にも、国際ビジネス・観光情報センター「東京シティアイ」、東京大学との産学連携プロジェクト「JPタワー学術文化総合ミュージアム・インターメディアテク」、国際会議等を含む多様なニーズに対応できる「JPタワーホール＆カンファレンス」という公共貢献施設も、KITTEと同時にオープン予定となっている。

鍋倉眞一社長によれば、「新しく生した郵政グループは、人生のあらゆるステージにおいて役立つ総合生活支援グループを目指す。中でも新規事業として、不動産事業には力を入れて行く」とのこと。

地下1階は全国のご当地名品フロアになり、オフィスワーカーや周辺地域の人々、また観光客にとっても楽しみなスポットとなる。

「KITTE」には、全国各地のご当地銘品を扱った食物販店舗、日本のモノづくりへのこだわり・美意識を感じることのできる物販店舗、地元で愛される老舗の味や地域で話題の飲食店舗などが出店する。

丸の内で働くお客さまや国内外から観光に訪れるお客さま、また首都圏各地から大手町・丸の内・有楽町地区へショッピングに訪れるお客さまとともに、是非、皆さんにも休日には足を運んで、JPタワー × KITTEを体感して欲しい。日本の“心地よさ”、“奥深さ”、“愉しさ”を体感・再認識できる新たな出会いの場を満喫できるに違いない。

そして郵便再生の一環として、未来の郵便シンボルになる事を願ってやまない。

日
刊

JP新東京

号外

2013年2月1日(金)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

組合員の努力を反映し、支給を実現 特別手当 妥結！ グループ各社統一で0.5月

支給概要

1. 支給月数【グループ各社共通】

正社員・エキスパート契約社員	0.5月
高齢再雇用社員	0.261月
短時間社員	0.3月

2. 基準日

2012年12月1日

※エキスパート契約社員については、医療機関・宿泊施設（調理業務）を除く。

算出方法

「2012年度年末手当支給額（注記）÷1.5月×0.5月」

支給日

3月8日(金)以降
準備出来次第

※扶助金エキスパート契約社員（医療機関・宿泊施設（調理業務）を除く）については、3月の月開始と支給日：3月22日(金)以降準備出来次第

注記

※在職期間の減算を行う
※職務段階別加算を行う
※支給額調整による減算（病休等）は行わない
※人事評価結果は反映しない
※その他については、夏期・年末手当の扱いを準用する

詳細は支部・分会役員まで

日 刊	JP 新東京	No. 1056	2013年2月4日 (月)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

第11回中央委員会議案に対する東京地本見解示される！ ～新東京支部、地本見解に賛成の立場、一部意見を補足～

第11回中央委員会は、2013春季生活闘争をはじめとする当面の取り組みについての対応方針を確立する重要な委員会となります。

今中央委員会は、①2013 春季生活闘争方針の確立、②人事・給与制度改革及び労働力政策への対応をはじめとした重要課題に対する対応方針を確立する一重要な課題への対応が求められています。

東京地本は、第11回中央委員会議案に対し、本部提案について賛成の立場で見解を示し、中央本部の考え方について求めることとします。

1. 2012年度の取り組み経過と今後の対応

(1)5年総括の取り組みは、第5回全国大会以降開催した総括委員会における、これまでの議論の中間報告としており、第6回定期全国大会に「5年総括(案)」を提案し、1年間の議論となります。組織運動の源である支部・分会活動が活性化するための総括と新たな運動の方向性を示していく事が必要です。

2. 「あらたな郵政づくり」に向けた対応

(1)日本郵政は、3年以内を目途として株式上場を可能とする体制整備を図ることが求められています。事業の持続的発展、お客さまサービスの向上、明るい将来展望を持てる職場づくりに向けて、日本郵政の経営状況や見通しを示すグループ中期経営計画を早期に示すことが必要です。

また、具体的なスケジュール感も早期に示すよう強くもとめるものです。

(2)「あらたな郵政づくり」に向けて、組合員の意見に基づき策定した「意見・提言」をもって労使協議を積み重ねてきています。「あらたな郵政づくり」にどれだけ反映されてきたかなどの成果を具体的に示しつつ、さらに組合員の意見を集約し、「あらたな郵政づくりへの意見・提言」を策定することが必要と考えます。

3. 政治基盤のさらなる確立に向けて

(1)さらなる郵政改革の実現を目指し、特別中央執行委員の「さだみつ克之」を組織内候補として擁立し、第23回参議院議員選挙で勝利を勝ち取らなければなりません。

私たち東京における取り組みの強化と総力を結集し、あらゆる取り組みを「さだみつ選挙」に收れんさせ、残された期間を全力で取り組むこととします。

4. 2013春季生活闘争の取り組み

(1)グループ一体性と処遇のあり方については、「改正郵政民営化法」の成立により、これまで以上にグループ一体性が強化されたことを踏まえ、状況変化を見極めつつ、今後も組織内議論を深めていく事が必要です。

(2)昨年の取り組みに続き、春季生活闘争の策定に向け、基本スタンス等を示し、各地方での意見集約や「春闘全国討論集会」の開催等、組合員の参加を主体に取り組んできました。さらに、2013春季生活闘争に関する中央本部の具体的な要求が示され、職場討議、議論を開始することになります。

春季生活闘争は、労働組合にとって大きな任務・取り組みであり、組合員一人ひとりが議論や行動に参加することによって、組織に対する信頼感や求心力につながっていくものです。

基本方針及び、具体的な取り組みについては、本部提案に賛成し、本部提案にある春季生活闘争方針は、組織の力を結集し、取り組んでいかなければなりません。

(3)連合が中心となって取り組み、民主党政権で実現した労働法関係の改正により、非正規労働者の労働条件や高齢者再雇用の条件等が大きく改善されることになりました。

2013春季生活闘争において、JP労組としても労働契約法の改正等の法基準を遵守させた上で、協約の改正を行うことになります。

連合から「有期雇用から無期雇用への転換の期間短縮」や「無期雇用転換後の正社員にする制度」などのワークルールの確立に向けた要請に基づき、郵政グループ内でのワークルールの確立を実現することにより、パートナー社員の処遇改善に向けた取り組みを強く求めます。

(4)2013春季生活闘争においても、グループ一体性の重要性を踏まえた統一要求を考えます。

中央本部が示す予定となる具体的な要求額項目及び本部のスタンスについては、支部代表者会議での各支部からの意見をいただき、第11回中央委員会への東京としてのスタンスを確認していきたいと思います。

特別手当0、5月支給で妥結！！3月8日以降準備出来次第

5. 人事・給与制度改革への対応

(1) 第4次要求における交渉は、私たちが求めてきたものに対し、大きく前進した会社の回答を引き出してきたと判断します。

継続して交渉する項目については、さらに交渉を強化しつつ、前進回答の中でも検証、明らかにすべきものなども多くあり、組合員が理解を得られる回答を引き出すよう求めるものです。

(2) 渉外社員における給与体系において、「2年間で段階的に移行する経過措置」における検証の確保とその検証結果に基づいた制度の修正を求めます。

(3) 人事・給与制度の根幹の一つである人事評価、評価者のあり方、評価方法についてさらなる議論が必要と考えます。人材育成の視点に立った、公正で公平な評価に向けた評価制度を求めるります。

6. 労働力政策への対応

(1) 将来を見据えた労働力政策が示されました。新たな人事・給与制度とリンクしたものであり、具体的な内容についての判断には、慎重な対応が必要です。

また、今後の事業の方向性とも密接に関連するものであり、拙速に判断することなく、内容の精査と要求の集約、丁寧な往復運動をもとめるものです。

(2) 労働力政策と人事・給与制度と同時並行した取り組みを進めていくにあたり、一定のスケジュール感を示すことが必要と判断します。

7. 交渉課題

(1) 事業を取り巻く環境の変化から、新たな配達体制、効率的な配達体制の変更が必要とされています。再開発などによる地域状況が変化をする東京においては、地域実情に応じた効果的、効率的な集配ネットワークの変更が必要あります。新たな配達体制に向けた、勤務時間の組み合わせによる配達方法の変更もその一つであり、具体的な考えを引き出しつつ、対応を求めるものです。

(2) ネットワークの再編については、これまで進めてきた集中処理等の効果検証を行い、対応を図る必要があります。また、大都市部におけるネットワークの再編の具体的な考え方について明らかにさせ、効果的、効率的なネットワークの再編となるよう対応を求めるものです。

新年度に開局する川崎東郵便局は、首都圏におけるネットワークに大きく影響を与えることが予想されることから、関係地本との連携を図りつつ、対策を図る必要があります。

(3)時給制契約社員の併任に伴う基本給の割増の扱いは、勤務実績による現状の不公平性を是正するものであり了承するものですが、実情からさらに公平性を図るために、本務局の勤務場所の他、1以上の兼務発令に対しても同様の巡回手当を支給することが必要です。

8. 関連事業部門

(1)輸送部門における春季生活闘争は、資本関係や会社形態の違いなどから、第11回中央委員会決定に基づき、全国輸送部門支部長会議で具体的取り組みについて方針を確立する事になります。

しかし、輸送部門は、郵便事業会社の24年度単年度黒字化(郵便再生)に向けて様々な効率化施策を実施してきました。また、昨年9月実施及び本年2月実施予定の軽四競争入札では、多くの組合員の雇用不安となる状況となっており、組合員のモチベーションは、低下している現状にあります。

2013春闘においては、現場組合員のモチベーションを上げるためにも、労働条件の向上はもとより、一時金4.0月以上の獲得を求める必要があります。

(2)軽四取集便の競争入札においては、都区内37局・多摩14局合計51局で競争入札が実施されることになりました。入札の規模は、非常に大きく雇用調整を始め、様々な対応をしなければならない状況が予想されます。さらに、このことにより、輸送会社の収益に大きな影響を与え、すでにJPT東京支社からは、収支改善に向けた効率化施策の取り組みが要請されているところです。

一般取引会社を含め輸送会社に対し、競争入札対応及び雇用対策に万全を期すことを中央本部に求めるところです。

(3)中長期ビジョン骨子については、将来展望が見いだせるよう具体的な取り組みが必要であります。新規事業の拡大については、将来展望を切り開くためにも重要と考えますが、新規事業に対する輸送会社の戦略が見えないことから、具体的戦略と事業展開を明らかにさせ、そのうえで環境整備の議論を進めるべきと考えます。

また、処遇面と労働条件整備に向けては、職場との往復運動を求めるます。

労働力施策課題については、将来を見据え、優秀なドライバーを確保することが職場と雇用を安定させることに繋がると考えます。

○ 新東京支部は補足意見として、新たな退職者組織の基本構想についておおむね理解はするものの、運営方法において再考を求める。また、取り巻く情勢の中で、これまでの政局に対する振り返り及び方向性が示されていないことに対して意見することとする。

日刊
JP新東京

No.1057

2013年
2月5日(火)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

第7回支部委員会報告

♪第11回中央委員会議案審議♪

2月2日、中央区立産業会館において、第7回支部委員会が開催されました。この支部委員会では、第11回中央委員会の議案審議を中心に、年繁の反省、各職場の問題点なども含めて議論しました。

荒牧組織部長より開会宣言がされ、議長には1輸送の千葉分会長が選出されました。下山支部長から「特別手当が

0・5ヶ月の支給となつたことは、やはり組織の力の賜である。組織拡大がいかに重要かを理解いただけると思う。今回の中央

委員会では、春闘だけではなく、人事給与制度改革への対応や、労働力政策なども盛り込まれ、討議すべき内容が盛りだくさんである。とくに人事給与制度改革は、直接我々の生活にかかわってくる問題であり、JP労組

がこの間にどのような交渉過程を経てきたかも含めて理解する必要がある。2月6日の支部代表者会議で新東京支部としての意見を出すので、今日は活発な議論になるようよろしくお願ひします」と、挨拶がありました。

討議の前に、2月1日に出された「中央委員会議案に対する東京地本見解」について説明がありました。(2月4日付日刊に記載しましたので参考下さい)
(二特)付属資料75頁のキャリアパスイメージについて、最速とは記載されているものの現実とはかけ離れすぎていないか。かえつてモチベーションを下げる事になるのではないか。また、新一般職の給与水

準も賃金カーブが緩やか過ぎて
いる。

業績手当で、重大事故を除き
減点方式をやめたことは評価で
きるが、新東京では差が付きに
くくなるのでないか。また、
重大事故が発生した際の原資の
控除と配分について不可解な点
があり、理解しにくい。

(三)パック 政治では物価を
2%上昇させようとしている中
で、定昇凍結や一時金が昨年と
同じでは、賃下げと同じであり、
あり得ない話だ。また、新一般
職については、希望者は全員地
域基幹職に転換できるように。
また、短時間制度についても、
家庭の事情等で希望する人は全
員転換できるようになっている。

(一)普 新人事制度が始まつ
た場合一時金は4・3か月が前

提なのか。人事給与制度の改革
を議論しているが、制度改定へ
の流れが速すぎないか。また、
新一般職の給与体系が低すぎな
いか

(窓口) 議案書では各種共済
の加入促進や、がん保険などの
加入促進を展開するとしている
が、PR不足が否めない。支部
委員会など人が集まる機会を利
用して研修会などを開催したら
どうか。ここ数ヶ月給制だけが
待遇改善されて正社員はおざな
りである。今度の春闘では、正
社員のみに待遇改善要求を絞つ
て欲しい。D・E評価を相対から
絶対評価へと変えさせた点を
高く評価している。

(二)普 労働力政策で、現在
は主任・一般で56000人の
社員数がある。一方、将来のあ

るべき姿として主任・一般で1
1000人、新一般職で440
00人としている。今の主任・
一般の層を新一般職にシフトし
ていいのか。

(二)特 昨年末に民主党が敗
北した。あまり議論されていな
いが、沖縄問題や消費税引き上
げ法案、原発問題なども敗北の
大きな要因である。この点につ
いて組合としての総括が欲し
い。憲法改正問題や自衛隊の國
防軍化など戦争に向かう道筋を
辿りはじめている。組合として
こうした動きに反対する訴えを
していきたい。JPシニアアクラ
ブの組織構築を議論している
が、支部への負担が大きいので
反対。中央や地本は支部に押し
付けすぎていなか。

日刊

ア新東京

No.1059

2013年
2月7日(木)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

も決まっていない。

業研では「みんなの意見を聞く」といっているが、「決まってないことはどうするのか」との意見に対して「まだ決まっていない」では、質問する気もなくなる。

「とにかくまず統合」
みんなの意見は聞くけれども決まってないといふは決まっていない

第2特殊課AサイトBサイトの統合について1月21日から業研が始まった。まずは速達エリアから開始されるとして会社側の業研が開始され2週間が経った。

業研では統合後の簡単なレイアウトやケースの区分け方法が書かれた「資料」とされる紙が一枚渡され、あとは何にも決まっていな

い、日程は2月18日からというものが業研のなかみであった。あとは何も決まっていない」という。

要員の確保、分担の振り分け、島嶼(どうしょ)の作成や国際、区分処理に続くパレットの作成と差立帳場の担当、帳場をどこ置くのか、パレットをエレベーターでだれが下ろすのか、人の流れなど

について、ほとんど正社員が触ることなく、深夜のゆうメイトさんまかせとなつていて。その深夜のゆうメイトさんですら、退職したり正社員登用した方の欠員分は要員補充されないままとなつていて。そのため必死になつて速達を区分化しても絶対的な人数が少なく

伝下1（今は1時までに輸送に交付している）に結束しなくてはならない速達の6～7割が区分されずに伝下2（5時交付）へあとまわしになってしまっている。伝下1では、全国から到着する都内で速達区分を実質上たつた2人で作業しているのだから当然といえば当然である。速達作業場は到着するケースにより城壁のような未区分ケースの壁が立ち現れる。

資料では、速達エリアが統合し、新しい場所になることによつてさらに仕事が増える、らしい。新たな作業方法は、各郵便局から到着する速達を載せたパレットを開披し下ろしながら方面別に分ける作業まで加わるという。

そもそも、業研の中では、「退職者の補充をしないで少ない人数に対応した作業をするために統合す

る」とも管理者はいつていた割には作業増となつていて。速達作業エリアは差立エレベーターから遠い場所になり、作成ケース運んだり差立パレットを移動させたりのロスが発生する。Bサイトは致命的となる。

説明の中では「中勤のゆうメイト6名採用したい」といつているが実現するかは大きな疑問である。特殊郵便であり貴重品や重要書類などが多く入つている速達をオリの外で作業するのは防犯面でもマズイのではないか。

業務量が増大するのは目に見えていて「とりあえず統合」したあとの混乱は、私たちに降りかかるところは間違いない。

4月には書留室も統合したいといふ話も聞こえてくるがますます不安が大きくなつていく。（投稿）

医療共済 マイガードに入ろう 加入隨時募集中

割安な掛金の医療共済です。補償額が入院1日、3千円、5千円、1万円から選べます。医療に関する保険に加入していない人はまず入っていた方が良い共済です。入院、手術や骨折、1日入院なども対象となります。病気が発見されてからでは加入できませんので、検査を受ける前に加入しておきましょう。深夜勤での疲労の蓄積は思わぬ病気を引き起します。ぜひとも検討を…。
詳しくは組合役員まで…

日

第9回郵政退職者会東京協議会主催 「忘れてはならない!東京大空襲」 2013東京平和集会に向けて

本年3月10日は68回目の東京大空襲の日を迎えることになります。

新東京支部は第9回東京郵政退職者協議会主催「忘れてはならない!東京大空襲」2013・3・10東京平和集会の取り組みを支部として参加の呼びかけをしていきます。

それとともに3・10東京平和集会に新東京支部として千羽鶴を持って行こうと考えています。集会に参加できなくても東京大空襲の犠牲者に祈りを捧げつつ、平和を願い一羽の鶴を折ることによって「千羽鶴」として平和活動に参加してもらいます。

東京都慰靈堂（墨田区横網公園）は、1923年に発生した関東大震災の慰靈堂として建てられたものです。平和の大切さを忘れないという気持ちとともに、2011年に19000人以上の犠牲者を出した3・11東日本大震災を忘れないという気持ちを込めて折り鶴を作ってくれたらうれしいです。

新東京支部の組合員は1000名以上いますので、1人1羽折れば完成することになります。東京平和集会参加と折り鶴作成にご協力お願いします。

第9回東京郵政退協主催 東京平和集会について

日時:2013年3月10日（日）

集合:11時40分 開始:12時（正午）

場所:東京都慰靈堂（墨田区横網1丁目）

集会:江戸東京博物館13時～終了16時45分予定

折り鶴について

①. おりがみで「鶴」を折ってください。

②. 完成した鶴の胴体は、膨らまさないでください。

（鶴の首は折ってもかまいません）

③. 2月28日（木）最終集約日、組合事務室に持ってきてください。

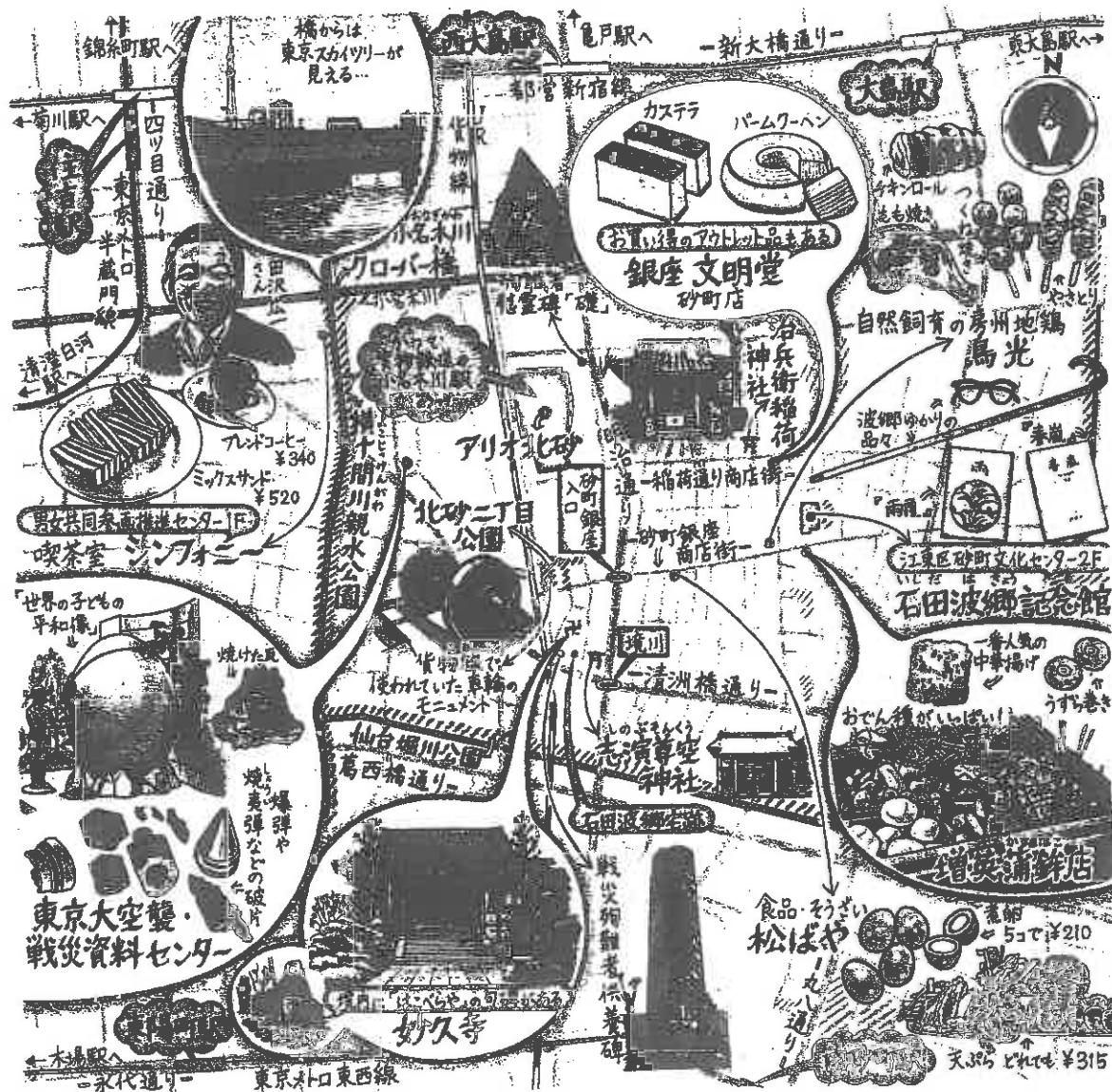
④. 鶴の糸通し作業もあります、協力できる方はよろしくお願ひします。

忘れてはならない東京大空襲「サポートの会事務局」主催 平和学習会のお知らせ

郵政退職者協議会が呼びかけている3・10東京平和集会「忘れてはならない!東京大空襲」への参加の前に、江東墨田支部の執行委員などによる発案で、東京大空襲「平和学習会」が開催されます。東京大空襲はどの地域が一番ひどかったのか?なぜ空襲があったのか?など、平和について学習するチャンスです。当日は空襲を体験した体験者に空襲当日の夜を語っていただき、学ぶを中心とした学習会となります。参加希望の方は、支部・分会役員に一声かけるか、組合事務室へお越しください。

日時:2月24日(日) 12時30分集合

場所:江東区北砂・東京大空襲戦災資料センター 江東区北砂1-5-4

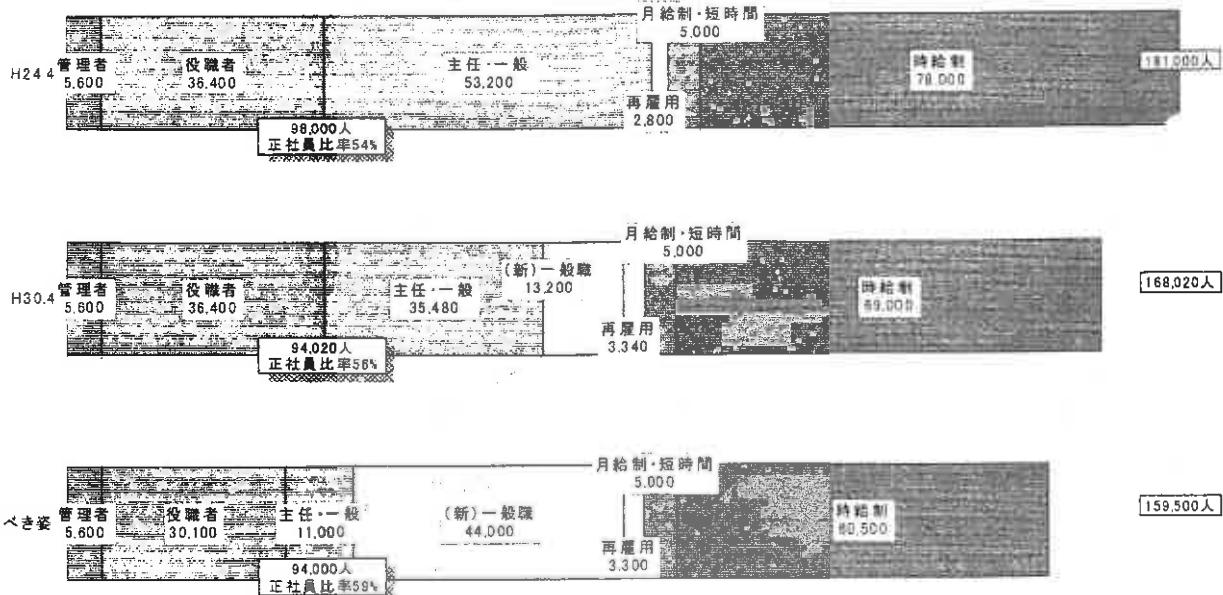


「労働力政策」交渉と今後

労働力政策は新たな人事・給与制度と密接不可分の課題として第三次要求交渉の中で基本的な考え方を示させてきました。早期にあるべき業務量に見合った労働力配置の実現に向けた議論を深化させていくために人事・給与要求と別立ての第四次要求をしてきました。

今回新たに①必要労働力の活用および社員区分別の労働力構成、②当面あるべき姿、が示されました。詳細は中央委員会・付録討議資料を見てください。なお各社は、改正労働契約法の趣旨（不合理な労働条件の禁止、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール）にふまえているとしています。

社員構成推移



日本郵便（郵便事業総本部）

正社員配置の考え方（内務のみ）

- ・総務主任以下は処理要員として、業務運行管理および非正規社員の指揮・監督をおこなう全時間帯に正社員を配置（14200人）

るべき姿としての社員数

24年4月現在総数 181,000人（正社員98,000人）

るべき社員総数 159,500人（正社員94,000人）

正社員のうちの（新）一般職は44,000人

なお、次の項目については今後総体人数が変化する場合があるとしています。

- ①社員数の減少や会社統合のメリットの反映に伴う管理者の減少は想定されるが、現時点の想定人数は平成24年4月の実数を横置きしている。
- ②今後業務運行体制の変更（ネットワーク再編による労働力の減など）がある部分については追加する。
- ③別途検討中の中期経営計画と連動させる。

（3）議論に向けての課題

今後労働力政策の議論を進めていくにあたっては、次の課題があると考えています。

- ①るべき姿を何年後と想定し、どのように推移させていくシミュレーションを描いているのか
- ②総社員数を88%とすることによる影響
- ③正社員比率59%の是非
- ④正社員数に占める（新）一般職比率47%の是非
- ⑤（新）一般職導入による人件費効果の運用方法
- ⑥外務社員配置の考え方の整合性（休暇分の考え方や区・混合配置・班長・営業時間のあり方など）



2月14日～ 第11回中央委員会

2月17日～ 新東京支部 宿泊会議（大洗）

ゆうメール特約の見直しについて

郵便事業総本部は本部に対し、「ゆうメール特約の見直し」について説明を行ってきましたので周知します。

ゆうメール特約の収益については、郵便局及び支社の営業努力により、これまで順調に推移しているところですが、近年、競合他社との競争環境も厳しい状況となっており、新規獲得（対前年増分）が減少傾向にあります。そこで、ゆうメールの更なる維持・拡大に向けた環境整備として、ゆうメール特約の見直しを行うというものです。

1 目的

- (1) ゆうメール特約営業の強化及び維持・拡大
- (2) 支社・郵便局社員の士気向上

2 実施内容

(1) 大口特約における特約基準の見直し

現在、年間50万個以上の大口特約は、数百万個、数千万個の案件であっても一律の特約基準で運用していることから、特に大口案件が苦戦している状況にあるため、競合他社との厳しい競争環境を考慮し年間個数や重量帯により遞減する特約基準に改めます。

(2) 内容品制限及び追跡付ゆうメールの緩和

ゆうメールでの商品配送及び追跡付き特約は、オペレーションへの負担等を考慮した運賃設定の難易度から本社特約において実施していましたが、特約運用事務に一定の熟達が伺えること及び競合他社からの奪還を本格的に推進していくために、差出個数、重量及び内容物の別に新たな特約基準を設定した上で、支社が行う特約においても認めることとします。

(3) 中小口特約（郵便局（旧郵便事業会社支店特約））の運賃テーブルの見直し、ゆうメール全体の增收に大きく貢献している中小口特約の維持・推進を図るため、郵便局から要望のあった運賃テーブルの次点を見直します。

項目	見直し前	見直し後
重量帯	定形 50g 定形外 500g, 1kg, 2kg, 3kg	定形 50g 定形外 50g, 100g, 150g, 200g, 500g 1kg, 2kg, 3kg
運賃算出ツールから出力する運賃表の重量帯別運賃の表示・非表示	現ツールでは、利用がなくとも運賃表を出力する際、全ての重量帯別運賃単価が表示される	利用する重量帯を選択可能とし、選択した重量帯単価のみを表示する

※ 500g以下を細分化することで、より競争力のある交渉が可能となります。

3 想定個数見込み

ゆうメール対前年増分個数：約3億個

4 実施日

平成25年2月（準備が整い次第実施予定）

5 実施対象

全郵便局（旧郵便事業会社支店）及び全支社

6 その他

今回の見直しは、郵便局・支社でのゆうメール特約に関する取扱方法を大幅に変更するものではないため、特段の研修等の措置を講じる予定はありません。

以上

日刊
JP 新東京

No.1064

2013年
2月15日(金)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

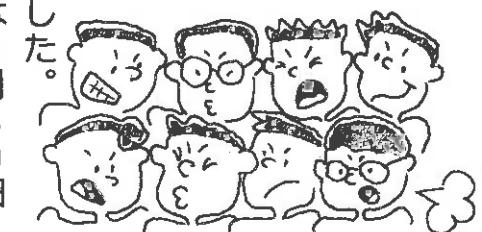
新年最初分会会議開催

1月31日(木)、組合事務室にて今年最初の一普分会分会会議を開催しました。当日は、休みの人や深夜勤務前、勤務終わりの分会役員が集まり活発な意見集約が行われました。

初めに、高橋分会書記長より昨年行われた支部主催の各会議や江東区「まちきれ運動」参加の感想等が報告されました。

また、昨年は通常郵便部計画と各分会役員との交流も行われ、計画と現場との繋がりの大切さを再認識する事ができ、今年も引き続き交流していく事が確認されました。

勤務の都合もあるとは思いますが、多くの方に参加していただき、退職者の労を一緒に労いたいと思いますのでよろしくお願いします！



川崎東郵便局の設置等に関する 具体的要員措置計画について

東京支社郵便事業本部は「労使関係に関する協約」に基づき、川崎東郵便局の設置等に関する具体的要員措置計画の概要について提示を行ってきました。

川崎東郵便局の設置に伴い、①東京国際郵便局の国際通関事務の一部を川崎東郵便局に移管する、②成田国際空港郵便局を廃止する、というものでです。

東京国際郵便局における具体的要員措置計画は、発生予想過員内務11人、減員実施日を2013年（平成25）年7月1日（月）に行うとしています。

計画人員

局名	課名	計画人員	時間制定数
		内務	一般
東京国際	第一EMS・小包郵便	▲6	▲5. 5
	第二EMS・小包郵便	▲5	▲2. 7
	国際通常郵便		▲11. 3
	局計	▲11	▲19. 5

役職定数（再掲）

局名	課名	給務主任
		内務
東京国際	第一EMS・小包郵便	▲2

1 東京国際郵便局から川崎東郵便局への通関交換事務移管として

（1）航空小包（輸入）→ 川崎東郵便局へ

（2）成田国際郵便局から区分移管されている航空通常（輸入）→川崎東郵便局へ

2 具体的要員措置方法

東京国際郵便局に勤務する総務主任、主任及び一般社員について、以下のとおり配置転換を実施する。

（1）配置転換対象者 → 東京国際郵便局に勤務する社員

ただし、休職中又は育児休業の承認を受けている正社員及び平成25年3月31日をもって定年退職となる正社員を除く。

(2) 配置転換先 → 川崎東郵便局
(3) 配置転換先の業務 → 国際郵便業務
(4) 配置転換実施方法 → 第一EMS・小包郵便課、第二EMS・小包郵便課及び国際通常課については全対象者から、郵便企画課、業務企画室については配置転換を希望する者から「配置転換希望調書」(別紙1)を徴し、その希望状況を把握した上「労使関係に関する協約第80条(4)」に基づき、本人の適性、経験、通勤状況、希望、その他の事情を総合的に勘案して配置転換する。

3 優遇措置

配置転換された社員に対しては、次の優遇措置を適用する。

- (1) 配転一時金の支給
- (2) 現給保障 → 配置転換後の基本給の月額（基本給の調整額を含む。）及び調整手当の月額が、配置転換前の額を下回る場合は、3年間を限度として配置転換の前日に受けている額を保障する。
- (3) 職務の級の保障 → 現級を保障する。
- (4) 役職の保障 → 現在の役職を保障する。

4 社員周知等

- (1) 周知方法 → 局内掲示板及びミーティング等による。
- (2) 周知期間 → 平成25年2月18日（月）から

東京支社との確認事項 → 東京地本は、①成田国際郵便局の廃局に伴う配転希望より東京国際郵便局の予想過員が発生した場合は、玉突きによる配置転換を発生させない、②全社員に対し、周知期間を十分に確保し漏れ等がないようにする、③川崎東郵便局への配置転換の場合、遠距離通勤等の発生への対応、④深夜勤を含めた勤務形態の変更も想定されることから、南関東支社と調整を図ること一等について対応を求めました。

東京支社は、①成田国際郵便局の配置転換については、原則、近隣局への転勤で調整を図ることとし、東京国際郵便局社員については不利益が生じないよう調整を行う、②社員周知については、深夜勤等の変則勤務を行っていることから社員周知期間を17日間とし周知の徹底を図る、③社宅希望者については、南関東支社と連携し川崎東郵便局に通勤可能な範囲で貸与できるよう配意する、④勤務形態については南関東支社と調整を図り、深夜勤を含む勤務形態の詳細等は東京地本に情報提供を行うとの回答を得ました。従って、東京地本は東京国際支部からの課題等について意見集約を行い、支社に対し意見表明を行っていきます。

提示に関する東京国際郵便局での「支部労使委員会の窓口」説明は、本日以降実施することになります。

2012(平成24)年度 年末年始繁忙業務実態 調査集約結果について

年末年始繁忙業務実態調査（アンケート）について、都内50分会から実態調査報告がありました。東京地本はアンケート結果を基に、東京支社と年末年始繁忙の振り返りを開催し、評価・反省を行うとともに来期に向けた意見交換を行いました。

【年賀販売】

○今期の臨時出張所開催については、費用（人件費及び場所代等）でJR各駅での開催も可能となった。地本は、一部の局で計画的な要員配置ができずに超勤等による対応を行い、費用対効果を鑑みない開催があった事について支社の見解と今後の臨時出張所開催のあり方について問いました。

支社は、臨時出張所開催費用については、通期をとおして費用10%以内での開催となるよう指導しているところだが、年賀販売期間において売上げが少ない平日の昼間帯でも開催しているなど実態など、改善していく必要があるとの見解を示しました。

一方で、臨時出張所開催においても売り上げが見込まれる夕方以降の開催及び土曜・日曜日の計画的開催など、旧郵便局会社と連携した要員配置とすることで、費用対効果を鑑みた臨時出張所開催となるよう指導を図つていくと説明がありました。

【ゆうパック対策】

○年末繁忙期では、郵便及びゆうパック等の増加により統括局における業務運行確保が重要である。特に、当日配（アマゾン等）の荷物が増加傾向であり、伝下4号便及び小下3号便までの結束基準に差立処理が間に合っているのか、次便回しとなっている実態について支社の見解を求めました。

支社は、年末繁忙期においても当日配の結束確保にむけて、統括局の要員配置計画を立て業務運行確保に取り組んでいるが、当日配の大口差出であるアマゾンについては、差出締切時刻を過ぎての持ち込みの実態があった場合、翌日配達となる事を説明し了解を得ていると見解を示しました。

しかし、遅れて差出された荷物（当日配）については、差立処理を翌日回しに出来ないため順次差立てている現状であり、配達局に結束便以降に到着する実態があるとしています。

地本は、配達局では「当日に配達」するものと「翌日回し」でよいものの区別がつかず、結果として配達に持ち出す現状があると指摘しました。

【年賀オペレーション】

○年賀2パス処理による集配交付率の向上及び年賀差立機械落ちクロス供給の実施による効果について、支社に説明を求めました。

支社は、年賀2パス処理については前年を上回る処理結果となったとし、配達局における1パス打鍵率の向上の取組みを強化した結果であると説明がありました。しかし、区分機1台配備局での2パス処理では、集配交付が夕方になってしまった局があるなど課題が残るとしています。

○1月2日、3日の非番及び週休を指定し、そのどちらか1日を買上出勤することにより、12月29日（土）または30日（日）を通常出勤とし、繁忙期間中の買上出勤をトータルで削減する取組みについて、各職場では郵便関係課の全課社員を対象とし実施した局など様々な取組みとなった。

支社は、1月2日、3日の指定の考え方については、どちらか1日を非番または週休を指定することについては、平成21年度に東京地本と一定の整理を図り、年末年始繁忙期間中の出勤体制の確認をしてきたとし、今期の取組みでは平成24年度単年度黒字にむけて、多くの職場で労使の意思疎通を図った上で対応してきたとの見解を示しました。

【その他】

○年末年始繁忙期間中の36協定違反及び特別条項適用局数について、支社に説明を求めました。

支社からは、36協定違反1局1件、特別条項適用局は13局15件あったと報告がありました。

地本は、今後勤務時間管理及び年間360時間問題など、支社と別に交渉を行うよう申し入れをし、支社も了解したことから別途取り扱います。

○毎年、繁忙期間中の課題となっている輸送容器不足について、今期の繁忙期はケース不足により業務に多大な支障をきたしたことから、支社としての対策を求めました。

支社は、今期も全国で13万ケース（東京には8万7千ケース）を購入配備したが、東京から全国差立に使用し回送に苦慮したことから、本社に対し支社別（局単位）の在庫数調査を実施するよう求めていく。

また、平成25年度は予算措置にてケース30万個の新規購入及びパレット購入を実施していくとの見解を示しました。

その他、詳細は組合事務室に資料があります。

日刊ア新東京

No. 1068

2013年
2月21日(木)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

自公安倍政権

その山積する課題

* 経済政策

安倍政権が打ち出したアベノミクス（金融緩和政策、大型公共事業の推進、大企業支援を柱にした三つの矢政策）は、経済専門家からも効果の疑問が聞かれる。大企業ばかりが儲けても私たちにそのお金が回ってこなければ景気の実感は持てない。かつて「いざなみ景気」がそうだった。

* 震災復興・原発問題

内部留保をため込み私たちのところにお金が回ってきたわけではなかつた。我々が実感できる景気回復とは、所得増と雇用の促進と安定。働く者の立場にたつた政策に転換しなければ、デフレ不況から脱出できないと思う。全ての労働者を対象にした処遇改善、一時金水準の早期回復、定期昇給の確保等は、JP労組が春闘で求めていくものである。

2年。復興の進み具合は遅い。被災者の暮らしのが今なお厳しく、命が脅かされているのが現状だ。政府はあらゆる角度から公的支援を行い、被災者に寄り添つた復興活動が求められている。だが原発容認の安倍政権。震災の教訓を忘れたわけではないのだろうが、原発の増設には前向きだ。原子力規制委員会が新たな基準（骨子案）を作つたが、運用次第では骨抜きになる恐れもある。原発直下の活断層問題や、増え続ける原発のゴミ、除染問題など、ハードルの高い問題が実際に多い。私たちはこれら一つ一つを政府がどのように対応していくのか注視していく必要がある。新たな安全神話など作らせないためにも。

*平和問題

今まで憲法9条違反としてきた集団的自衛権の行使を、安倍政権は憲法を変えずには解釈を変えることで可能にさせたいらしい。このやり口は前回の安倍内閣と同じ手法で、当時の安倍首相は、諮問機関まで作り4つのケースを提言した。また、先日のアルジエリア人質事件では、この事件を契機に石破幹事長が自衛隊法を変えることに言及し意欲を示した。そしてこの戦的な政権は沖縄のオスプレイ配備を容認し、普天間基地に代わる代替基地を辺野古に建設する計画を進めている。

だが、沖縄全四十一市町村の首長、議会議長、県議が上京し、オスプレイ配備の撤回と普天間基地の撤去を安倍首相

らに迫った。

自民党なども加わったまさに沖縄県民総ぐるみの決起行動に、安倍政権は難しい舵取りを迫られている。

私たちJP労組は戦争反対の立場から沖縄の問題と真摯に向き合い、沖縄の働く仲間たちと心を一つにしていきたいと思う。

東京大空襲考察

六十八年前の三月十日。深夜零時を少し回った頃、米軍機B29の大編隊が東京下町一帯（江東区、墨田区、台東区）に無数のナパーム弾を投下した。計画は緻密だった。3月には強風が多い」とや家屋が木造であることも調べ、どのように燃え広がるか実験している。投下の際

には人々が逃げられないよう炎の壁で退路を断つた。猛火に閉じ込められた一般都民は、虫けらのように殺されていった。下町一帯は焦土と化し、死者は十万人を超えた。東京は前年の昭和十九年十一月以降、米軍機から一〇六回の空襲を受けたのだ。空襲の指揮を取ったカーチス・E・ルメイ将軍は、回想記で「私は民間人を殺したのではない。軍需工場を破壊したのだ。民家は全て軍需工場だった。ある家がボルトを作り、隣の家がナットを作り、向かいの家が：民家の一軒一軒が我々を攻撃する武器工場だった。これを攻撃して何が悪い」この將軍に対し日本政府は、昭和三九年に勲一等旭日大綬章を贈っている。日本の航空自衛隊の育成に協力したからだそううだ。笑えないブラック・ジョークとはこのことだ。（あきべえ）

日
刊



No.1070

2013年2月25日(月)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

2月21日、2013春季生活闘争要求書を提出 組合員の『生活を守る』闘いを展開中！！

以下、要求書全文を掲載します。

2013春季生活闘争要求書

われわれJP労組は、2月14、15日に開催した第11回中央委員会において、組合員の労働条件改善に関する2013春季生活闘争方針を決定した。郵政グループを取り巻く経営環境は、ここ数年厳しい状況が続いているが、今年度は各社ともほぼ計画を上回る見通しとなっている。それは一時金を削減した効果によること、そしてそうした中にあっても、組合員が一つひとつ課題を懸命な努力によって克服してきた成果によるものである。『特別手当』の支給により、組合員の努力に応える決断には、一定の評価をするところである。しかしながら、本来の4ヶ月台への水準回復こそが、組合員の切実な声であることを各社経営陣は重く受け止めるべきである。

また、本年4月より、高年齢者雇用安定法や労働契約法等の改正に伴って、企業の社会的責任として、法令遵守はもちろん、法の趣旨にもとづく労働条件の整備についても積極姿勢を強く求めるところである。

日本経済を本格的な回復基調にのせるためには、個人消費のもとになる実質賃金の引き上げが不可欠であり、政府が掲げる経済政策においても、各企業に対し、税制優遇措置を講じるなどして、労働者の賃上げを後押ししていることがその証左ともいえる。郵政グループにおいても、マクロの視点から政府方針に従い、積極的な姿勢を打ち出していくべきである。

郵政グループを取り巻く環境は、依然として厳しい中にあって、株式上場に耐え得る企業グループとしていくための経営基盤の確立にむけて、なお一層の努力が必要であり、そのためには、社員力の最大化を引き出すべく、思い切った「人への投資」により、郵政グループの未来を切り開いていく重要な局面での一層の経営陣の決断を強く求めるところである。

については、下記のとおり要求するので、早期に誠意ある回答を示されたい。

記

1. 賃金水準の改善

- (1) 一時金 正社員の一時金を年間「4、0月」とすること
- (2) 月例賃金 「賃金カーブ」の維持として定期昇給を完全に実施すること

2. 期間雇用社員の労働条件改善

- (1) 期間雇用社員等に対する安易な雇用調整及び雇い止めを行わないこと
- (2) 月給制契約社員から正社員登用を着実に実施すること
- (3) 時給制契約社員から月給制契約社員登用を着実に実施すること
- (4) 期間雇用社員の給与体系を見直すこと
- (5) 月給制契約社員の基本月額を「10,000円」引き上げること
- (6) 時給制契約社員の時間給を「30円」引き上げること

3. ワーク・ライフ・バランスの実現、終夜労働時間の縮減

- (1) 時間外労働の縮減及び適正な勤務時間管理を徹底すること
- (2) 時間外労働に対する割増は「100分の30」以上に引き上げること
- (3) 休日労働に対する割増は「100分50」に引き上げること
- (4) 深夜労働に対する割増は「100分の40」に引き上げること
- (5) 生活関連手当の柔軟な運用をはかること
- (6) 福利厚生施策の充実をはかること

4. ワークルールの確立(高齢者雇用安定法・労働契約法)

《基本要求項目》

- (1) 改正高年齢者雇用安定法に則り、経過措置を設けることなく希望者全員を65歳まで継続雇用すること
- (2) 早期に65歳定年制に向けた議論を活性化させること
- (3) 労働契約法の改正に伴い、通算5年を超える有期雇用契約労働者の無期労働契約への転換について、早期に協約化をはかること
- (4) 改正労働契約法の趣旨に照らし、労働諸条件について、労使協議のもと点検し、必要な改善を行うこと

《法基準を遵守させた上で求めていくべき項目》

- (5) 改正労働契約法の期間雇用社員の無期労働契約への転換は、法律(5年)より短い期間とすること
- (6) 無期転換後は原則、正社員とする制度とすること
- (7) 既に5年を経過している期間雇用社員については、法施行と同時に無期労働契約に転換すること
- (8) 無期労働契約転換後の労働条件について、働き方に相応しい待遇となるよう協議していくこと

以上

現在、新東京支部も中央交渉を最大限のバグアップをするため、家族を含めた署名活動に取り組んでいます。短期の決戦となりますが、なんとしても勝ち取らなくてはならない今春闘を全組合員の力を結集し闘いましょう。